



2015年5月12日

各位

会社名 科研製薬株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大沼 哲夫
 (コード番号 4521 東証一部)
 問合せ先 執行役員総務部長 渡邊 史弘
 (TEL. 03-5977-5002)

単元株式数の変更、株式併合、および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更、定款の一部変更、および2015年6月26日開催予定の第95回定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1). 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

(2). 変更の内容

2015年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3). 変更の条件

2015年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において、下記2.の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1). 併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施することといたしました（以下、「本株式併合」）。なお、本単元株式数変更および本株式併合に伴い、当社株式の投資単位は従前に比して5分の1の水準となります。

(2). 併合の内容

① 併合する株式の種類：普通株式

② 併合の方法・割合：2015年10月1日をもって、2015年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2015年3月31日現在）	96,879,461株
併合により減少する株式数	48,439,731株
併合後の発行済株式総数	48,439,730株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数 (2015年3月31日現在)	360,000,000株
併合後の発行可能株式総数	193,000,000株

(3). 併合により減少する株主数

2015年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	8,935名 (100.00%)	96,879,461株 (100.00%)
2株未満	134名 (1.50%)	134株 (0.00%)
2株以上	8,801名 (98.50%)	96,879,327株 (100.00%)

(注)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、1株のみをご所有の株主様（上記に合わせると「2株未満の株式をご所有」）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項および定款の規定により、株主様が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第192条第1項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することもできますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4). 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定の根拠

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

今回の株式併合においては、2015年9月30日の株主名簿を基準とし、株式併合後に生じた1株未満の端数株式合計に、その日の終値を乗じた額が交付される額となります。

なお、2015年3月31日の株主名簿を前提とした場合、株式併合後の1株未満の端数株式合計は409株であり、これにその日の終値である3,480円を乗じた額は1,423,320円となります。

(5). 併合の条件

2015年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1). 定款変更の理由

上記、本単元株式数変更、および本株式併合に伴うものです。

(2). 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (省略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億6,000</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億9,300</u> 万株とする。
第7条 (省略) (単元株式数)	第7条 (現行どおり) (単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第44条 (省略)	第9条～第44条 (現行どおり)

(注)

発行可能株式総数については、株式併合に関する議案が本定時株主総会で承認可決されることを条件に、会社法第 182 条の規定に従い、本株式併合の効力発生日に変更をしたものとみなされることから、本定時株主総会には付議いたしません。

4. 日程

① 取締役会決議日	2015 年 5 月 12 日
② 定時株主総会決議日	2015 年 6 月 26 日(予定)
③ 1,000 株単位での売買最終日	2015 年 9 月 25 日(予定)
④ 100 株単位での売買開始日	2015 年 9 月 28 日(予定)
⑤ 単元株式数変更の効力発生日	2015 年 10 月 1 日(予定)
⑥ 株式併合の効力発生日	2015 年 10 月 1 日(予定)
⑦ 定款変更の効力発生日	2015 年 10 月 1 日(予定)

上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発生日は 2015 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は 2015 年 9 月 28 日です。

以上

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2015年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例②	1,050株	1個	525株	5個	なし
例③	1,003株	1個	501株	5個	0.5株
例④	800株	なし	400株	4個	なし
例⑤	147株	なし	73株	なし	0.5株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.5株

- ・ 例①、例④に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例②、例③、例⑤に発生する単元未満株式(例②は25株、例③は1株、例⑤は73株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用できます。
- ・ 例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、2015年12月ごろにお送りすることを予定しております。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が1株(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。
なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

2015年5月12日	取締役会決議日
2015年6月26日 (予定)	定時株主総会決議日
2015年9月25日 (予定)	1,000株単位での売買最終日
2015年9月28日 (予定)	100株単位での売買開始日
2015年10月1日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
2015年12月上旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063
	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
	電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)
	受付時間：平日9時～17時 (土・日・祝日等を除く)

以上